

平成 29 年 4 月 吉日

港区区民向け住宅ご入居の皆様へ

## 港区では、家具転倒防止器具を支給しています

(各地区総合支所の協働推進課にて)

現在、港区で支給した家具転倒防止器具を取り付け済みで、「工作物設置許可申請書」を提出していない方は、提出をお願いします。

また、家具転倒防止器具を取付け予定の入居者は、「工作物設置許可申請書」を事前に提出してください。

**\* 工作物設置許可申請書を提出し、工作物設置許可を受けることで、家具転倒防止器具設置による傷穴については、退去時に原状に復することを免除します。**